

2次モデル調査員養成研修カリキュラム

大項目	中項目	小項目
オリエンテーション(1日目:13:00~13:30,0.5h)		
第三者評価と情報開示の標準化制度の概論(1日目:13:30-15:00、1.5h)		
	第三者評価が必要となる背景と意義・目的	第三者評価が必要となる背景
		介護サービス評価におけるこれまでの取り組み 介護サービス評価関連法令・通知等 第三者評価の意義・目的
	サービス評価に関する基礎知識	
	医療・介護分野における他の評価制度の概要	
	情報開示の標準化制度の目的と手法	
情報開示の標準化制度の2次モデル事業の概要(1日目:15:15-16:45、1.5h)		
	情報開示の標準化における2次モデル事業の調査員の役割	
	2次モデル事業の組織体制	2次モデル事業の組織体制の全体像
		調査員(基本的な考え方、要件、養成方法等)
	2次モデル事業の調査プロセスの概要	調査事業所の割当
		事前準備(基本情報項目、自己評価、調査実施計画の作成)
		訪問調査
		調査報告書の作成・都道府県への報告
		結果の集約(都道府県)
		検証会議の開催(各都道府県)
調査員の心得(2日目、10:00-12:00、2h)		
	調査員の行動規範	介護サービス利用者の理解
		利用者の権利擁護のための基礎知識
		調査員の倫理と行動規範
		守秘義務
		礼儀・言葉遣い・身だしなみ等の基本的態度
事業所情報開示項目の理解(2日目:13:00-16:00、3h)		
	事業所情報開示項目の構成	
	基本情報項目・調査情報項目の判定方法 (サービス別の項目)	訪問介護・訪問入浴介護(項目類似のため同時に実施)
		福祉用具貸与
	(1サービスを受講)	通所介護
		特定施設入所者生活介護
		介護老人福祉施設
		介護老人保健施設

大項目	中項目	小項目
2次モデル調査実務の理解(2日目:16:15-17:30、1.25h)		
2次モデル調査実務の理解(3日目:9:00-11:30、2.5h) 合計3.75h		
	調査実務の流れ	
	<調査員>	
	調査事業所の割当	
	調査事前準備	書類調査提出物
		自己評価記入手順
		基本情報項目の読み取り方
		調査実施計画の立て方
	訪問調査	調査チームの編成
		事業所の基本情報の把握
		自己評価結果の確認
		訪問調査時の確認事項の整理
		訪問調査の留意点
	調査報告書の作成・報告	訪問調査のプロセス
		調査員間における調査結果の統合(合議)
	調査報告書の作成・都道府県への報告	
	検証会議の開催	
	<シルバーサービス振興会>	
	基本情報項目・調査情報項目の検証	調査結果の集約・検証会議の開催(各都道府県)
	検証部会の開催	

ケーススタディ等(3日目:12:30-14:00、1.5h)		
	面接の基本	左記項目等を踏まえ1次モデル実施調査員の体験に基づき説明 (各サービス毎に実施)
	調査員の基本的態度	
	コミュニケーション技術演習	
閉講・連絡事項(3日目:14:15-14:45、0.5h)		

1次モデル事業（プレ調査）実施県

	実 施 県
1	宮城県
2	茨城県
3	富山県
4	愛知県
5	滋賀県
6	広島県
7	福岡県

規制改革推進3か年計画（再改定）等における指摘

○規制改革推進3か年計画（再改定）

（平成15年3月28日閣議決定）－抜粋－

6 福祉等

1 介護分野

（5）介護サービス事業者の情報公開及び第三者評価の推進

（略）

また、痴呆性高齢者グループホームについては、特に入所者の特性から事業者の評価が重要である点にかんがみ、平成14年度から他の介護サービス業者に先んじて第三者評価制度が実施されたところであるが、特別養護老人ホームや有料老人ホームなど他の事業者についても、順次第三者評価の推進方策を講ずる。

【平成15年度中に検討（逐次実施）】

○2015年の高齢者介護 ～高齢者の尊厳を支えるケアの確立に向けて～

（2003年6月26日 高齢者介護研究会報告）－抜粋－

4. サービスの質の確保と向上

（略）

評価結果を利用者に開示することにより、質の高いサービスを提供する事業者が選択され、事業者自身にも質の改善を促していく仕組みの構築が求められる。具体的には、現在、痴呆性高齢者グループホームについて実施しているような外部評価の仕組みを他のサービスにも早期に導入することが必要である。